

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R4.4)						新条文(R5.4)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条(項目見出し)	新条文
2	0	0	0	0	1	第2編	器具及び材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	器具及び材料編	
2	3	2	1	2	1	表2-3-6	合成樹脂管及び付属品	2	3	2	1	2	1	表2-3-6	硬質ビニル電線管及び付属品	記載変更
2	3	2	1	3	1	表2-3-7	PF管、CD管及び付属品、波付硬質合成樹脂管	2	3	2	1	3	1	表2-3-7	合成樹脂可とう電線管及び付属品	表現の統一
2	3	3	2	1	1	ケーブルラック	2) 溶融亜鉛めっき仕上げの鋼製ケーブルラックは、鋼板、鋼帯にJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)に規定するHDZ35以上の溶融亜鉛めっきを施したものと、溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板の鋼製ケーブルラックは、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼製ケーブルラックと同等の耐食性能を有した溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板によるものとする。	2	3	3	2	1	1	ケーブルラック	2) 溶融亜鉛めっき仕上げの鋼製ケーブルラックは、鋼板、鋼帯にJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものと、溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板の鋼製ケーブルラックは、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼製ケーブルラックと同等の耐食性能を有した溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板によるものとする。	JIS改訂に整合
2	3	7	2	1	1	2.構造	(2) プレス加工器具枠なしの本体材質は、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304に適合する標準寸法1.0mmの板厚を用いたプレス成形による無溶接とし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。アルミ製器具の本体の主たる材質は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)等に適合する標準寸法 厚さ2.0mmとし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。 なお、これによらない場合は、同等の強度、防錆、耐食性のある材料(必要に応じ塗装を含む)とする。	2	3	7	2	1	1	2.構造	(2) プレス加工器具枠なしの本体材質は、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304に適合する標準寸法1.0mmの板厚を用いたプレス成形による無溶接とし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。アルミ製器具の本体の主たる材質は、JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)等に適合する標準寸法 厚さ2.0mmとし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。 なお、これによらない場合は、同等の強度、防錆、耐食性を有する材料(必要に応じ塗装を含む)とする。	
2	3	7	4	2	1	2.構造	(1) 器具は、JIS C 8105-1(照明器具-第1部:安全性要求事項通則)に規定する保護等級IP55以上とし、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電気的及び光学的に、その機能を保持できるものとする。	2	3	7	4	2	1	2.構造	(1) 器具は、JIS C 8105-1(照明器具-第1部:安全性要求事項通則)に規定する保護等級IP55以上とし、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電気的及び光学的に、その性能を有する構造でなければならない。	表現の統一
2	3	14	2	0	1		2. 突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)、JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)に、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)に規定するHDZ35 以上の溶融亜鉛めっきを施したもの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459(配管用ステンレス鋼管)に適合するものとする。	2	3	14	2	0	1		2. 突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)、JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)に、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)に規定するHDZT49 以上の溶融亜鉛めっきを施したもの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459(配管用ステンレス鋼管)に適合するものとする。	JIS改訂に整合
3	0	0	0	0	1	第3編	電気設備工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	電気設備工事共通編	
3	4	2	1	0	1	適用すべき諸基準	日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説(平成22年11月)	3	4	2	1	0	1	適用すべき諸基準	日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説(2010年11月)	誤記訂正
3	4	3	3	0	1	各種設備等の据付	6) 装置をフリーアクセス床に固定する場合は、装置部分の床を切り取り、コンクリート床に取付けボルトの締付け状態が確認できる構造の専用架台を設けてボルトで固定するものとする。	3	4	3	3	0	1	各種設備等の据付	6) 装置をフリーアクセスフロア床に固定する場合は、装置部分のフリーアクセスフロアパネルを切り取り、コンクリート床に取付けボルトの締付け状態が確認できる構造の専用架台を設けてボルトで固定するものとする。	記載の明確化
3	4	3	4	0	1	各種設備等の落下防止	1. 第三者被害の懸念を有する壁面及び天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置のうち2種類以上の異なる種類を組合せたM8以上のボルト、ナット(以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。)を選定するものとする。 なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。	3	4	3	4	0	1	各種設備等の落下防止	1. 第三者被害の懸念を有する壁面及び天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置のうち2種類以上の異なる種類を組合せたM8以上のボルト、ナット(以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。)を選定するものとする。 なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。	記載の明確化
3	4	4	4	0	1	器材の落下防止	1. 第三者被害の懸念を有する壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工するものとする。	3	4	4	4	0	1	器材の落下防止	1. 第三者被害の懸念を有する壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。	落下防止に関する記述を明確化
3	4	5	1	2	1	地中配管		3	4	5	1	2	1	地中配管	(12)橋梁ジョイント部の配管には耐震継手または可とう管により接続するものとする。	橋梁ジョイント部の配管について追記
3	4	5	3	1	1	金属管配管		3	4	5	3	1	1	金属管配管	(3) 屋外に取り付ける引込盤等と接続する配管は、雨水の浸入を防ぐため原則として盤下部から接続するものとする。	雨水の浸入防止について記載を追加

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R4.4)						新条文(R5.4)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文
3	4	5	4	2	1	ケーブル配線	(2) ケーブルの引込口及び引出口から、水が屋内に浸入しないように防水処置を行うものとする。	3	4	5	4	2	1	ケーブル配線	(2) ケーブルの引込口及び引出口から水が屋内に進入しないように、入線箇所がケーブルの最下部にならないように持ち上げ配線し、また、引込箇所には防水処理を行うものとする。	雨水の浸入防止について記載
3	4	5	5	2	1	通線	2) 通線する場合は、潤滑材として、絶縁被覆を浸すものを使用してはならない。	3	4	5	5	2	1	通線	2) 通線する場合は、潤滑材として、絶縁被覆を浸すものを使用してはならない。	誤記訂正
3	4	6	1	2	1	フロアダクト	4) ダクトと金属管、合成樹脂製可とう管、可とう電線管などの接続は、ジャンクションボックスまたはエンドコネクタを用いて行うものとする。	3	4	6	1	2	1	フロアダクト	4) ダクトと金属管、合成樹脂製可とう電線管、金属製可とう電線管等の接続は、ジャンクションボックスまたはエンドコネクタを用いて行うものとする。	表現の統一
3	4	6	2	0	1	ケーブルラック設置	(7) 壁面、天井面固定のメカニカルアンカーボルトは、二重落下防止の対策が施されたものを使用しなければならない。	3	4	6	2	0	1	ケーブルラック設置	(7) 第三者被害の懸念を有する壁面又は天井面にあつては施工アンカーボルトによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。	落下防止対策について記載を見直し
3	4	9	2	0	1	作業土工(電気)	(3) 舗装の切取りは、コンクリートカッタにより「行い、周囲に損傷を与えないこと。	3	4	9	2	0	1	作業土工(電気)	(3) 舗装の切取りは、コンクリートカッターにより「行い、周囲に損傷を与えないこと。	誤記訂正
3	4	10	1	0	1	プルボックス設置	2. プルボックスの支持点数は、4箇所以上とする。	3	4	10	1	0	1	プルボックス設置	(削除)	誤記訂正
3	4	11	1	6	1	据付	(4) 屋上に設ける場合、チャンネルベースと基礎接触部分にはコーキングを行い、浸水を防止すること。	3	4	11	1	6	1	据付	(4) 屋外に設ける場合、チャンネルベースと基礎接触部にはコーキングを行うものとする。また、浸入した雨水の滞留がない構造とする。	表現の見直し
3	4	15	2	0	1	3-4-15-2	避雷器等の設置	3	4	15	2	0	1	3-4-15-2	外部雷保護システムの設置	名称の統一
								3	4	15	3	0	1	内部雷保護システムの設置	内部雷保護システムの設置にあつては次によるものとする。 (1) ボンディング用導体は適切な断面積を有すること。 (2) サージプロテクトデバイス(SPD)とボンディング用導体との接続は0.5m以下とすること。	内部雷保護システムについて追記
3	4	16	4	0	1	C種接地工事の電気工作物	5. 金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト	3	4	16	4	0	1	C種接地工事の電気工作物	5. 金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による、300Vを超える低圧屋内配線の管、ダクト	表現の統一
3	4	16	5	0	1	D種接地工事の電気工作物	8.使用電圧が300V以下の、低圧の金属管配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、ライティングダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、金属線び配線に使用する管、ダクト、線び及びその付属品、使用電圧が300V以下のケーブル配線に使用する、ケーブル防護装置の金属製部分、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの金属被覆など	3	4	16	5	0	1	D種接地工事の電気工作物	8.使用電圧が300V以下の、低圧の金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、ライティングダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、金属線び配線に使用する管、ダクト、線び及びその付属品、使用電圧が300V以下のケーブル配線に使用する、ケーブル防護装置の金属製部分、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの金属被覆など	表現の統一
3	4	16	6	0	1	C種またはD種接地工事の特例	2) 4m以下の可とう電線管及び金属線びを施設する場合	3	4	16	6	0	1	C種またはD種接地工事の特例	2) 4m以下の金属製可とう電線管及び金属線びを施設する場合	表現の統一
4	0	0	0	0	1	第4編	電気設備編	4	0	0	0	0	1	第4編	電気設備編	
4	1	2	0	0	1	適用すべき諸基準	日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (平成22年11月)	4	1	2	0	0	1	適用すべき諸基準	日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (2010年11月)	誤記訂正
4	7	2	1	2	1	道路照明灯建柱	(4)照明灯ボールの見やすい箇所に器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。	4	7	2	1	2	1	道路照明灯建柱	(4)ボールの見やすい箇所に器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。	字句削除
4	8	2	3	0	1	トンネル用照明器具取付	(6) 照明器具の落下防止対策は、第3編第4章第3節3-4-3-4各種設備の落下防止による。	4	8	2	3	0	1	トンネル用照明器具取付	照明器具の落下防止対策は、第3編3-4-3-4各種設備の落下防止による。	表記の簡略化